

練馬区の子育て支援制度の紹介

練馬区では、安心して子育てができるように、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援サービスの充実に取り組んでいます。

以下で紹介している事業の内容は、令和3年11月1日現在のものです。

各制度の詳細などは、練馬区ホームページをご確認いただくか、担当部署までお問い合わせください。

妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

各保健相談所、健康推進課、子ども家庭支援センターでお渡ししています。また、母子健康手帳交付時に、保健師などの資格を持つ「妊娠・子育て相談員」（9ページ参照）との面談を行っています。

子ども家庭支援センターには、「妊娠・子育て相談員」はおりません。

妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票（14回分）、妊婦超音波検査受診票（1回分）、妊婦子宮頸がん検診受診票（1回分）を交付し、費用の一部を公費負担しています。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の契約医療機関で使用できます。

受診票の検査項目以外の項目を受診した場合や、公費負担上限額を超えた場合などは、自己負担額が発生します。

赤ちゃんが生まれたら

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

お子さんが生まれたすべての家庭を助産師・保健師が訪問します。お子さんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後のママの体調の相談、子育て支援サービスの紹介などを行います。

対象	実施件数（令和2年度）	費用
生後4か月までのお子さんのいる全世帯 出産後に郵送していただく「赤ちゃん訪問連絡票（出生通知票）」をもとに訪問します	4,393件	無料

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月 1 日から、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

認可保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子どもと、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯で保育の必要性のある子どもの利用料が無償化となります。

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには区へ申請し、「認定」を受ける必要があります。

利用するサービスにより無償化の内容や上限が異なります。

認可保育所（区立・私立）

保護者が仕事、病気などのため、家庭で十分な保育が受けられないお子さんを保育所で保育します。欠員に応じて必要性の高い方から入園できます。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて 58 日目～就学前のお子さん（利用年度の 4 月 1 日現在。施設により異なります）	区立：60 園 私立：130 園	保護者の住民税（区民税所得割額）に応じて異なります

小規模保育事業

定員 19 人までのお子さんを保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なる A 型、B 型、C 型の 3 類型があります。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて 58 日目～3 歳未満（利用年度の 4 月 1 日現在。施設により異なります） 保護者の就労などにより、保育を必要とするお子さん（区内在住）	A 型：40 か所 B 型：5 か所 C 型：1 か所	保護者の住民税（区民税所得割額）に応じて異なります

家庭的保育事業（保育ママ）

保育士などの資格のある家庭的保育者が、家庭的な雰囲気のある自宅などで、3 人～5 人のお子さんを保育します。

対象	家庭的保育者数	保育料
生まれた日を含めて 58 日目～3 歳未満（利用年度の 4 月 1 日現在） 保護者の就労などにより、保育を必要とするお子さん（区内在住）	52 名	保護者の住民税（区民税所得割額）に応じて異なります

事業所内保育事業

事業所内の施設において、事業所の従業員のお子さんのほか、地域の保育を必要とするお子さんの保育を行います。

対象	施設数	保育料
生まれた日を含めて58日目～3歳未満(利用年度の4月1日現在。施設により異なります) 保護者の就労などにより、保育を必要とするお子さん(区内在住)	2か所	保護者の住民税(区民税所得割額)に応じて異なります

居宅訪問型保育事業

お子さんの自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供します。障害や疾病などにより医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難であるお子さんを対象とした障害児向けと、認可保育園等への入園が保留になっているお子さんを対象とした待機児童対策の事業があります。

対象	保育料
〔障害児向け〕 主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児等で、たんの吸引・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう等の医療的ケアを必要とする方。 運営事業者との面談において預かりが可能と判断された方。 〔待機児童対策〕 認可保育所等(保育園・地域型保育事業)の入園が保留となっている方。 通常の保育園等とはお申込みの手順等が異なります。	保護者の住民税(区民税所得割額)に応じて異なります

認証保育所

東京都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営を助成している民間保育施設です。

対象	施設数	保育料
0歳～ 施設により異なります	17か所	施設により異なります 月220時間以下の場合、3歳未満児は月額80,000円、 3歳以上児は月額77,000円が上限です

企業主導型保育事業

企業が従業員のために設置・運営する認可外保育施設です。国の設置基準に基づき設置しています。地域で保育が必要な児童と一緒に保育する「地域枠」を設けている施設もあります。

区内には9か所の企業主導型保育事業があり、うち8か所が地域枠を設けています。

ベビーシッター

児童の自宅において保育を行う人です(認可外の居宅訪問型保育事業)。

ベビーホテル

認可外保育施設のうち、「夜 8 時以降の保育を行う」「宿泊を伴う保育を行う」「利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上」のいずれかの条件を常時満たす施設です。区内には 8 か所のベビーホテルがあります。

対象（下記の要件をすべて満たす児童）	施設数	利用料
<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住で、集団保育が可能な、4 月 1 日時点で満 1 歳の児童 ・保育園等の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっている ・認証保育所を利用していない 	15 か所	短時間利用（1 日 8 時間以内の利用）：月額 35,000 円 標準時間利用（1 日 8 時間を超え 11 時間以内の利用）：月額 45,000 円

1 歳児 1 年保育

認可保育園等の利用が保留となっている 1 歳のお子さんについて、最長、利用を開始した年度の 3 月 31 日まで保育を行います。通常の保育園等とは仕組みが異なります。

区立幼稚園

区内在住の 4・5 歳児を対象として 2 年保育を実施しています。また、預かり保育（就園時間を延長して預かる事業）も実施しています。

対象	施設数	保育料
区内在住の 4・5 歳児	3 園	無償（預かり保育は一部負担あり）

私立幼稚園

区内には 38 か所の私立幼稚園があり、3 年保育を実施しています。また、預かり保育も実施しています。

対象	施設数	保育料
3～5 歳児	38 園	保育料等は無償化の対象となっていますが一部負担があります。負担額は園により異なります。

練馬こども園

区独自の制度として、通年（夏・冬・春休みも含む）で 9 時間から 11 時間保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定しています。また、0～2 歳児の預かり保育を実施する園も練馬こども園として認定しています。

対象	施設数	保育料
保育を必要とする 3 歳未満児	1 園	園が設定しています。
保育を必要とする 3～5 歳児	21 園	保育料等は無償化の対象となっていますが一部負担があります。負担額は園により異なります。

認定こども園

幼稚園や保育所などが小学校就学前の子どもに幼児教育と保育、地域における子育て支援を総合的に提供する施設です。

対象	施設名	保育料
3～5歳児	石神井南幼稚園、南光幼稚園、りっこう幼稚園	保育料等は無償化の対象となっておりますが一部負担があります。負担額は園により異なります。

保育施設での一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産など様々な理由で一時的にお子さんを預けたいときに、保育園の専用スペースなどでお預かりします。利用するには、保育園ごとに事前登録が必要です。

対象	利用日	施設数	費用
生まれた日を含めて58日目～小学校就学前の集団保育可能な児童 園によって異なります	月～金曜 一部の園では、土曜も実施	31園	施設により異なります

乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わずお子さんをお預かりします。利用するには、事前に面談・登録が必要です。

対象	利用日および利用時間	費用
生後6か月～就学前の児童	<p>[利用日] 練馬ぴよぴよ(一時預かり室)・光が丘ぴよぴよ(一時預かり室)・貫井ぴよぴよ：日～土曜 大泉ぴよぴよ・関びよぴよ：日・水曜</p> <p>[利用時間] 練馬ぴよぴよ(一時預かり室)：9時～12時、12時～15時、15時～18時の3単位 その他：10時～13時、13時～16時の2単位</p>	<p>0歳：3時間1単位 2,000円</p> <p>1歳以上：3時間1単位 1,500円</p>

ファミリーサポート事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア(援助会員)が、お子さんを1対1でお預かりします。預かり場所は、援助会員宅、利用会員宅またはファミサポホーム(区内6か所の保健相談所の一室)等のいずれかとなります。利用するには利用会員登録が必要です。

対象	利用時間	費用
練馬区在住の生後58日～小学6年生の児童がいる方	7時～20時	<p>登録料：無料</p> <p>利用料：平日 1時間 800円 土・日曜、祝日、年末年始 1時間 900円</p>

子どもトワイライトステイ

保護者の出張や残業等により、保育園のお迎えに間に合わない場合など、家庭で養育することが困難な時にお子さんをお預かりします。利用するには、事前に面談・登録（要予約）のうえ、利用日の3日前（土・日曜、祝日を除く）までの申し込みが必要です。

対象および施設名	費用
区内在住かつ、集団保育が可能なお子さん 東京都石神井学園：2歳～18歳未満 練馬びよびよ（ひろば室）・光が丘びよびよ（一時預かり室）： 2歳～小学校6年生 日曜・祝日は練馬びよびよのみ実施	1回 2,000円

子どもショートステイ

保護者の疾病、出産による入院や就労等で家庭での養育が困難な時に、お子さんを宿泊でお預かりします。利用するには、事前に面談・登録（要予約）のうえ、利用日の3日前（土・日曜、祝日を除く）までの申し込みが必要です。

対象および施設名等	費用
区内在住かつ、集団生活が可能な児童 東京都石神井学園：2歳～18歳未満 陽だまり荘：2歳～小学6年生 聖オディリアホーム乳児院：生後2か月～2歳未満 登録家庭：2歳～小学6年生	東京都石神井学園・陽だまり荘・登録家庭： 1泊2日 6,000円 （以降1日3,000円加算） 聖オディリアホーム乳児院： 1泊2日 2,500円

病児・病後児保育

保育所などに通うお子さんを、病気の回復期で集団保育の難しい時期や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。利用するには、各施設で事前登録が必要です。

対象	施設名	開所日	費用
保育所などに通所する 区内在住のお子さん、区 内保育所などに通所す るお子さんで、生後6か 月～10歳未満の児童	ソラスト中村橋 ナーサリールームベリーベアー練馬 こどもデイケアプリムラ 順天堂大学練馬病院病児・病後児保 育室 みつばち ねりま 練馬区医師会病児保育センター ばるむ光が丘 練馬区医師会病児保育センター ばるむ大泉 アイル平和台病児保育室 病児保育室ペンギンルーム	月～金曜	登録料： 1施設あたり1,000円 保育料： 1日あたり2,000円 （食事代は別料金）

親子で遊びたい・学びたい

子育てのひろば ぴよぴよ

0歳～3歳の乳幼児親子が自由に遊び、交流できる広場です。常時、2名以上の職員がおり、生活や遊びなどの子育てに関する相談を受けています。また、オンラインひろばも実施しています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の乳幼児とその保護者	施設により異なります	11か所	無料

民設子育てのひろば

NPO法人（特定非営利活動法人）などが運営している子育てのひろばです。子育て相談や子育てに関する講習・情報提供も行っています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の乳幼児とその保護者	施設により異なります	15か所	無料

学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称「にこにこ」）

児童のいない時間帯を利用して学童クラブ室を開放しています。また、児童館に併設されている学童クラブ室では、グループへの貸し出しも行っています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
0歳～3歳の乳幼児とその保護者	個人利用 原則 10時～12時 利用日は施設により異なります グループ貸出 施設により異なります 利用するには、事前登録と予約が必要です	74か所	無料

児童館・厚生文化会館（児童室）・地区区民館（児童室の開放）

児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館には図書室、工作室、遊戯室などがあります。子どもたちが自由に来館して遊ぶことができ、施設を利用して遊びの指導や、「ゲーム大会」などの催しも行っています。乳幼児とその保護者も利用できます。施設によっては、絵本の読み聞かせや、リズム体操などの乳幼児向け事業も行っています。児童館では、中高生向けの事業も行っています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
18歳未満の児童、乳幼児とその保護者	施設により異なります	児童館：17か所 厚生文化会館児童室：1か所 地区区民館：22か所	無料

おやこ広場

地区区民館では、地域の乳幼児とその保護者を対象に交流の場を提供しています。絵本・おもちゃなどを用意しています。

対象	利用日および利用時間	施設数	費用
乳幼児とその保護者	施設により異なります	22 か所	無料

小学生になったら

児童館・厚生文化会館（児童室）・地区区民館（児童室の開放）

7ページをご覧ください。

学校開放（校庭・図書館）

地域の児童の健全な遊び場・スポーツの場として全小学校 65 校の校庭を開放し、校庭開放指導員が見守りを行っています。また、小学校 40 校の図書館を、児童を主とした地域に開放しており、図書館開放指導員が図書を貸し出しています。

学校応援団ひろば事業・ねりっこひろば

学校の授業が終了した放課後に、小学校内のひろば室・校庭や図書室等を活用して放課後の安全・安心な児童の居場所を提供するものです。年間 500 円の保険料がかかります。学校応援団ひろば事業では地域の方々に構成された学校応援団が、ねりっこひろばでは地域の方々を中心とした事業者のスタッフが見守りを行います。利用するには、事前登録が必要です。

対象	施設数	費用
学校応援団ひろば事業： 当該小学校に在籍する児童 ねりっこひろば： 当該小学校に在籍する児童・ ねりっこ学童クラブに在籍する児童	学校応援団ひろば事業：28 か所 ねりっこひろば：37 か所	保険料 500 円 / 年（原則加入）

学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

保護者の就労などのため放課後の保育を必要とする児童をお預かりする施設で、支援員の指導のもとに遊びや生活を通じて協力しあい、楽しくいきいきと放課後を過ごします。

対象	施設数	保育料
区内在住または区立小学校に在籍する児童 高学年（4～6年生）については、一部の施設で受入を行っています（障害児は全施設で6年生まで受入）	学童クラブ：52 か所 ねりっこ学童クラブ：37 か所	月額 5,500 円 同一世帯 2 人目以降は、 月額 4,500 円 免除制度があります

ねりっこクラブ（ねりっこひろば+ねりっこ学童クラブ）

小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」と、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」があり、児童の成長などに合わせて選択することができます。令和3年度は37校で実施しており、将来的には全小学校で実施します。

放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

民間の法人・団体が運営し、保育を必要とする放課後の児童の保育を行います。

対象	施設数	費用
放課後の保育を必要とする小学生 対象となる学年は施設により異なります	14 か所	施設により異なります

子育ての相談をしたい

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。また、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介などを行っています。

対象	利用時間
18歳未満の児童と その保護者	練馬：月～土曜（祝日を除く） 9時～19時（土曜は9時～17時） 光が丘・関・貫井・大泉：月～土曜（祝日を除く） 9時～17時

すくすくアドバイザー

子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスをご案内するほか、必要に応じて関係機関をご案内します。電話やメールでも受け付けています。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所本庁舎 10階 子育て支援課庶務係	電話 5984-1517 メール sukusuku@city.nerima.tokyo.jp	月～金曜（祝日、年末年始を除く） 9時～17時
大泉子ども家庭支援センター	電話 3925-6700	月～土曜（祝日、年末年始を除く） 9時～17時
練馬子ども家庭支援センター 練馬駅北分室	電話 3948-2312	
光が丘子ども家庭支援センター	電話 6385-4167	
関子ども家庭支援センター	電話 6674-2082	

妊娠・子育て相談員

保健師などの資格を持つ「妊娠・子育て相談員」が、母子健康手帳の交付時に面談を行っています。また、随時、妊娠・出産・子育てに関して、電話や来所での相談を受け付けています。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所東庁舎 6階 健康推進課母子保健係	電話 5984-4621	月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8時30分～17時
豊玉保健相談所	電話 3992-1188	
北保健相談所	電話 3931-1347	
光が丘保健相談所	電話 5997-7722	
石神井保健相談所	電話 3996-0634	
大泉保健相談所	電話 3921-0217	
関保健相談所	電話 3929-5381	
土曜日臨時窓口（練馬区役所東庁舎6階） 母子健康手帳の交付に伴う面談のみ実施	電話 5984-4621	

保健相談所

保健相談所では、子育てについての相談のほか、家族のこころとからだの健康や食事、歯や口の健康についての相談も受け付けています。相談には、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が対応します。電話や来所、訪問などでの相談が可能です。

民生・児童委員、主任児童委員

生活に困っている方や、悩みごとのある方のために、相談、支援にあたっています。

区内には、地区を担当する民生・児童委員約 530 名と、児童問題を専門に担当する主任児童委員約 40 名がいます。

ひとり親（母子・父子）家庭

ひとり親家庭総合相談窓口

ひとり親家庭支援の「コンシェルジュ機能」として、生活全般にわたる様々なご相談に応じています。弁護士による法律相談、専門相談員による出張相談も実施しています（要予約）。

実施場所	連絡先	利用時間
練馬区役所本庁舎 10 階 生活福祉課ひとり親家庭 支援係	電話 5984-1319	月～金曜 8時30分～17時15分 17時15分～20時（希望日当日の17時までに要予約） 第二・第四土曜 10時～16時（希望日の1週間前の金曜17時までに要予約）



© 2011 練馬区ねり丸